

★ 健康保険証の廃止について

現行の保険証は2024年12月2日に廃止され、新規交付・再交付ができなくなります。発行済の保険証は2025年12月1日まで利用できる経過措置※1が設けられておりますが、今後はマイナンバーカードを保険証として利用していただくことになりますので、マイナ保険証※2の利用をお願い致します。

マイナ保険証を保有していない方等については経過措置期間中に職権にて「資格確認書」を交付致します。また、12月2日以降の新規取得者等でマイナ保険証を有していない方には各届出書の交付チェック欄※3及び交付申請書により発行することになります。

令和6年9月17日に交付いたしました「資格情報のお知らせ」につきまして令和6年8月6日以降の取得者等未発行者に対しまして12月2日以降に発行する予定になっております。

なお健康保険証廃止の詳細につきましては11月中旬に説明資料の送付を予定しておりますので、ご確認をお願い致します。

※1現在お持ちの保険証は12/2以降再交付はできなくなりますので、紛失等にお気を付けください。

※2マイナ保険証はマイナンバーカードの発行、マイナポータル等での利用登録が必要となります。

※3各届出用紙につきましては変更の予定でおりますので、12月2日以降ホームページでご確認をお願い致します。

★ 冬季賞与支払届の提出について

日本年金機構から送付される「被保険者賞与支払届」を使用してください。賞与支払届にご記入後、記入していただいたもの（原本）を厚生年金分、コピーしたものを健保組合分として各一部ずつ提出してください。その際、被保険者番号が年金番号になっておりますので、健保組合分は被保険証番号に訂正して下さい。70歳以上の被保険者についても、日本年金機構から届いた「厚生年金保険70歳以上被用者」の賞与支払届をコピーし健保分を作成して下さい。また、届出人数や支払合計額の確認のため、健保組合分として「健康保険被保険者賞与支払届連絡票」も併せてご提出をお願いします。

※CD等の電子媒体、独自用紙、電子申請での提出も可能です。

★ 家族健診(特定健診)受診券の再交付について

昨年に引続き令和6年4月24日時点で被扶養者認定されている方を抽出し、40～74歳（当年度中）の被扶養者全員分の受診券を健保組合で事前交付させていただきましたが、受診券を紛失・毀損してしまった場合は「特定健診受診券申請書(家族)新規・再交付」の提出により、後日健保組合で再交付いたします。令和6年4月24日以降に被扶養者認定された方も同様に「特定健診受診申請書(家族)新規・再交付」を提出してください。受診券なく家族健診(特定健診)を受診した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和6年度中に交付した受診券の有効期限は令和7年3月31日となっております。

★ ウォーキング・キャンペーン記録表の提出について

現在「第31回」ウォーキング・キャンペーンを実施中ですが、ウォーキング・キャンペーンの記録表を提出していただく際に、必要事項の記入が漏れている方や不鮮明な方が多数見受けられます。記録表を提出していただく際には、事業所名・被保険者証の記号番号・参加者氏名・合計歩数を必ず記入してください。

記録表の提出期限は12月16日(月)までとなっておりますので、期日までに健保組合へご提出ください。